

札幌市 成年後見推進センター

札幌市成年後見推進センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が安心して暮らすことができるように、関係機関と連携して成年後見制度の利用を促進しすすめます。

こんなお悩みありませんか？

だまされたら
どうしよう

- いろんな人が unnecessary な物を売りにきて、いつだまされるか不安
- 頻繁な訪問販売や悪質商法の被害を受けている

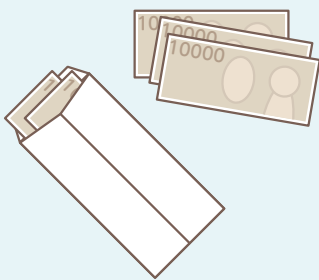


書類の手続きが
わからない

- 年金などの通知が来ても何を書いていいのかわからない
- 福祉サービスの契約手続きが難しそう



お金のやりくりができない



- 物忘れがありお金の管理がうまくできない
- 通帳を失くしてしまう



子どもの
将来が不安

- 障がいのある子どもの支援を家族ができなくなった時、ひとりで生活できるか心配

成年後見制度って
何だろう

- 制度について詳しく知りたい
- 成年後見等の申立て手続きがわからない

このような、ご相談に応じます

- 成年後見制度に関する相談をお受けします
- 適切な相談窓口をご紹介します

成年後見制度を利用すると、こんなことができます

通帳の管理や支払いなどのお手伝い・財産管理

- 年金などの受け取り手続き
- 公共料金、福祉サービス利用料など日常生活における費用の支払い
- 不利益な契約の取消

財産管理



身上保護



福祉サービス利用や入院手続きなどのお手伝い

- 福祉サービス利用や入院に関する手続き
- 要介護認定など福祉に関する認定の代理

書類など手続きのお手伝い



- 住所変更や税の申告など行政関係の手続きの代理
- 民間の医療保険など生活に必要な手続きの代理

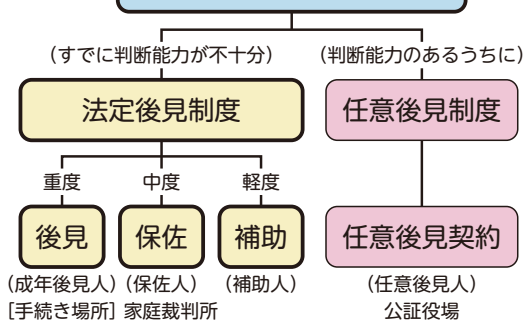
生活状況の確認

- 本人の状況に変化がないかの確認
- 本人の気持ちや要望を代わりに伝える
- 安心して生活できるよう環境を整える



成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなど判断能力が十分でない方で、お金の管理や生活に必要な契約・手続きが難しい方に代わって、法的な権限を持って支援する人（成年後見人等）を家庭裁判所が選び、支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

成年後見制度



成年後見人等ができないこと

- 手術や延命などの医療に関する同意
- 連帯保証人、身元引受人になること
- 結婚や離婚、遺言、養子縁組などの同意、取り消し、代理

留意点

成年後見制度の申立てを行うと、相当の理由がない限り、途中で取り下げることができません。

成年後見人等の報酬

後見人等は報酬付与の申立てをすることができ、報酬額は本人の財産により家庭裁判所が決定します。

「法定後見制度」を利用するには？

申立て書類の準備

申立人が、必要な書類を取り寄せます。書類作成は専門職に委任することもできます。

※専門職による書類作成は、別途費用が必要です。
※任意後見制度については、公証役場にお問い合わせください。

家庭裁判所への申立て・説明聴取

家庭裁判所調査官等が事情を尋ねたり、問い合わせたりします。

成年後見人等の決定

家庭裁判所が成年後見人等を決め、審判（決定）の確定後、成年後見人等の支援が始まります。

札幌市成年後見推進センターの役割

札幌市成年後見推進センターは、札幌市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関として、札幌市と連携し、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の相談や広報・啓発等を行う機関です。

相談は無料です



相談

- 市内にお住まいの方で成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。制度のしくみや利用するための流れなどをご説明します。
- 制度全般に関する一般相談と個別的な案件に関する個別相談があり、個別相談については予約制となります。
- 個別相談の中で必要に応じ弁護士や司法書士、社会福祉士への専門相談を実施します。(予約制、相談時間1時間程度)

広報・啓発

- 成年後見制度に関する情報発信を市民や関係機関の方々に幅広く行います。
- 成年後見制度に関する講演会や研修会を市民や関係機関の方々に対象に実施します。

成年後見制度利用促進

- ご本人にふさわしい成年後見制度の利用に向け、情報提供を行うほか、市民後見人の育成・活動支援を行います。

*市民後見人とは
…親族以外の市民による後見人

後見人支援

- 親族後見人からの相談に応じるとともに、必要に応じて関係者がチームとなって対応する体制をつくります。

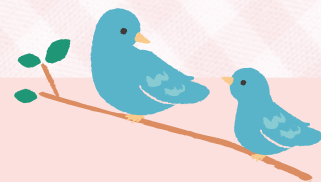
◆札幌市成年後見推進センターで行っているその他の事業

成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の申立てができる人は本人・配偶者・4親等内の親族等ですが、どなたも申立てできない場合は札幌市長による申立てのご相談に応じます。
- 申立てをする際に必要な審判請求費用の助成手続き
- 後見人等への報酬の助成手続き



相談はお近くの相談支援機関でもお受けしています



● 地域包括支援センター

高齢者やそのご家族のための相談支援機関です。
連絡先など詳しくは札幌市のホームページからご確認ください。

● 地域包括支援センターと介護予防センター

<https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k170houkatuyobou.html>



● 相談支援事業所

障がいのある方やそのご家族のための相談支援機関です。
連絡先など詳しくは札幌市のホームページからご確認ください。

● 障がい者相談支援事業

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/zaitaku_06-1.html



● 障がい者相談支援事業所ガイドブック

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/soudan/index.html>



さっ ぽろ し せい ねん こう けん すい しん 札幌市成年後見推進センター

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1番1号
札幌市社会福祉総合センター3階 札幌市社会福祉協議会 地域福祉部 自立支援課 成年後見推進係

開設日 月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み)

※個別相談は予約制

- 個別相談は 火・木・金 (祝日を除く) 曜日の
9:00～11:45、13:00～16:45 (各回45分間)
来所相談または電話相談にて実施しております。
- 個別相談のご予約は開設時間にお電話にてお問い合わせ
ください。

直通電話 011-624-6901

F A X 011-624-6904

ホームページ <https://www.sapporo-shakyo.or.jp/consult/anshin>



- ◆地下鉄東西線：「西18丁目」駅下車 1番出口から徒歩3分
 - ◆JRバス／中央バス：「北1条西20丁目」バス停下車 徒歩3分
- ※駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。